

重 要

令和 3年 11月 23日

会員各位

JU静岡オートオークション
流通委員会
検査委員会

JU静岡会員規約 変更のお知らせ

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、令和3年12月7日開催オークションより、会員規約追加のご案内をさせていただきます。内容の一部事項につきまして、下記の変更をし、実施させていただきますのでご案内申し上げます。
会員様の皆様におかれましては変更の内容を充分にご理解の上、当オークションへご参加を賜りたくお願い申し上げます。
今後ともより一層のご愛顧くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

敬具

記

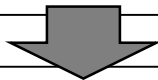
第8章クレーム規約

変更前

■第7条 クレーム免責及び申立却下の事項

自走した車両のクレーム

車両検査時の走行距離から20km以上自走をした車両の不具合・不良等に関するクレームは免責とする。



変更後

■第7条 クレーム免責及び申立却下の事項

車両検査時の走行距離から20km以上自走をした車両において、以下部位の不具合・不良等は免責とする。

- ・ 機関部位
- ・ A T、M Tミッション
- ・ デフ、トランスファー

※自走距離の確認はディーラー等の見積もり時の距離、又は会場での現車確認時の距離とする。

以上